

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第 49 条第 1 号に規定する知事が認める者の認定等に関する要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成 26 年経済産業省・環境省令第 7 号。以下「省令」という。）第 49 条第 1 号に規定する知事が認める者（以下「第一種フロン類引取業者」という。）の認定等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号。以下「法」という。）及び省令において使用する用語の例による。

(認定の申請)

第 3 条 第一種フロン類引取業者の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の事項を記載した申請書（様式第 1 号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事業所の名称及び所在地
- (3) 取り扱おうとするフロン類の種類
- (4) フロン類回収設備、フロン類回収容器、冷媒の分析機器その他のフロン類の回収等に必要な機器（以下「フロン類取扱設備」という。）の種類及び数
- (5) 事業所におけるフロン類の管理責任者の氏名
- (6) フロン類の性状並びにフロン類の充填及び回収方法について十分な知見を有する者の氏名

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者が法人である場合においては、登記事項証明書
- (2) 事業計画書
- (3) 管理体制図
- (4) 事業所の平面図（フロン類回収容器の保管場所が示されているもの）
- (5) フロン類取扱設備の所有権その他使用の権原を有することを証する書類
- (6) 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）に基づく製造又は貯蔵に係る許可書又は届出書の写し
- (7) 前項第 6 号に掲げる者がフロン類の性状並びにフロン類の充填及び回収方法について十分な知見を有することを証する書類
- (8) 申請者が次条第 1 項第 8 号のアからウまでのいずれにも該当しないことを誓約する書類
- (9) 参考資料として知事が必要と認める書類

(認定基準)

第4条 知事は、前条の認定の申請が次の各号の基準を全て満たしていると認めるときに、認定を行うものとする。

- (1) 省令第49条第1号に掲げる要件を満たすための体制が整備されていること。
- (2) 第一種フロン類充填回収業者からフロン類を引き取る事業所を県内に有していること。
- (3) 事業所にフロン類の管理責任者が常駐すること。
- (4) 事業所にフロン類の性状並びにフロン類の充填及び回収方法について十分な知見を有する者が常駐すること。
- (5) 引取りをしようとするフロン類に対応するフロン類取扱設備について所有権その他使用の権原を有すること。
- (6) 高圧ガス保安法に基づき製造又は貯蔵に係る許可又は届出が必要になる場合は、その手続きが適正に行われていること。
- (7) フロン類回収容器の保管場所は、保管するのに十分な広さを有する専用のものであること。
- (8) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 法第29条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当するもの。

イ 第11条第1項の規定により認定を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しないもの。

ウ 法人であつて、その役員のうちア、イのいずれかに該当する者があるもの。

2 知事は、前項の規定による認定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

3 知事は、第1項の規定による認定をしなかったときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(認定の更新)

第5条 認定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 第3条及び前条の規定は、前項の更新について準用する。

(変更の届出)

第6条 第一種フロン類引取業者は第3条第1項各号に掲げる事項（フロン類取扱設備の数の増加を除く。）若しくは同条第2項第2号、第4号又は第6号に掲げる内容に変更があつたときは、その変更内容を明らかにする書類を添えて、変更届出書（様式第2号）により、遅滞なく知事に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第7条 第一種フロン類引取業者は、認定に係る事業を廃止したときは、廃止届出書（様式第3号）により、遅滞なく知事に届け出なければならない。

(第一種フロン類引取業者の責務)

第8条 第一種フロン類引取業者は、第一種フロン類充填回収業者からフロン類を引き取ったときは、第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に対し、当該フロン類を引き渡さなければならない。

- 2 前項の規定によるフロン類の引渡しに当たっては、省令第 50 条に規定するフロン類の運搬に関する基準に従って、フロン類を運搬しなければならない。
- 3 第一種フロン類引取業者は、フロン類の引取り又は引渡しを行うごとに、遅滞なく、省令第 49 条第 1 号ロ(1)から(4)までに掲げる事項について記録(様式第 4 号の 1 又は 2)を作成し、当該記録をその作成の日から 5 年間保存しなければならない。
- 4 第一種フロン類引取業者は、第一種特定製品の整備の発注をした第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者又は第一種フロン類充填回収業者から、これらの者に係る前項の記録を閲覧したい旨の申出があったときは、正当な理由がない限り、その申出に応じなければならない。
- 5 第一種フロン類引取業者は、毎年度終了後 45 日以内に、省令第 49 条第 1 号ニ(1)から(5)までに掲げる事項について様式第 5 号により知事に報告しなければならない。

(報告の徴収)

第 9 条 知事は、第一種フロン類引取業者に対し、第一種フロン類充填回収業者からの引取り及び破壊業者等への引渡し並びにフロン類回収容器の保管等の実施状況について、報告を求めることができる。

(立入検査)

第 10 条 知事は、その職員に、第一種フロン類引取業者の事業所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

(認定の取消し)

第 11 条 知事は、第一種フロン類引取業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により第一種フロン類引取業者の認定を受けたとき。
- (2) 第 4 条第 1 項各号に掲げる認定基準に適合しなくなったとき。
- (3) 法又は法に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

2 第 4 条第 3 項の規定は前項の規定により認定を取り消した場合に準用する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。